長期収載品の選定療養について

令和6年10月から医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、患者さんのご希望により「後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)」を処方した場合は、選定療養費(自己負担)として特別の料金をお支払いいただきます。特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。お問い合わせ等は、病院職員へお尋ねください。



